見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和4年7月20日

全国健康保険協会島根支部 支部長 石 原 貢

- 1. 調達内容
 - (1) 調達件名 機密文書の廃棄処分業務委託
 - (2) 調達案件の特質等 仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

2. 見積競争方法

(1) 見積金額は、各単価(小数点以下第2位まで)に各予定数量を乗じた額 (算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)の 合計額とする。

契約の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって見積判定を 行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを 問わず、税抜の金額を見積書に記載すること。

3. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」又は「物品の買受け」のいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 過去3年間において、機密文書の廃棄処分業務を受託し、当該業務を適正に終了した役務実績を有する者であること。
- (3) プライバシーマークの取得、ISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかの認証を 取得している事業者、又は就業規則等に個人情報保護の取扱規程等の規定がある 事業者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていない者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている 期間でないこと。
- (8) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (9) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者で

あること。

- (10) 支部が定める仕様書を取得している者であること。
- 4. 見積書及び競争参加に必要な書類の提出場所等
 - (1) 提出場所及び問い合わせ先

〒690-8531 島根県松江市殿町383山陰中央ビル2階

全国健康保険協会島根支部 企画総務グループ TEL 0852-59-5140 [担当: 花本]

- (2) 仕様書の交付方法 上記(1) の交付場所にて交付する。
- 5. その他
- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ること。
- (2) 見積書には、事業所名、代表者名を記入のうえ、代表者印を押印すること。
- (3) 前記3に示した競争参加資格のない者の見積書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 契約保証金 全額免除
- (6) 契約の相手方の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会島根支部長が判断した 競争参加者であって、見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって有効な 見積書を提出した者を契約の相手方とする。

(7) 見積競争の結果、契約の相手方に決定した者には、 令和4年7月29日(金曜日)17時までに電話で連絡することとする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則 -抜粋-

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号 に掲げる者。

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実 があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは

数量に関して不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に 参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使 用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。